

資料4-1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること	規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	公共用水域告示付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硝酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6(注)2のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成3年8月環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料4-2 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準告示」という。）別表カドミウムの項測定方法の欄に掲げる方法（検液中濃度に係るものに限る。）
全シアン	検液中に検出されないこと。	土壌環境基準告示別表全シアンの項測定方法の欄に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	土壌環境基準告示別表有機燐の項測定方法の欄に掲げる方法
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下	土壌環境基準告示別表鉛の項測定方法の欄に掲げる方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下	土壌環境基準告示別表六価クロムの項測定方法の欄に掲げる方法
砒 ^ひ 素	検液1Lにつき0.01mg以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15mg未満	土壌環境基準告示別表砒素の項測定方法の欄に掲げる方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下	土壌環境基準告示別表総水銀の項測定方法の欄に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	土壌環境基準告示別表アルキル水銀の項測定方法の欄に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	土壌環境基準告示別表P C Bの項測定方法の欄に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125mg未満	土壌環境基準告示別表銅の項測定方法の欄に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下	土壌環境基準告示別表ジクロロメタンの項測定方法の欄に掲げる方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下	土壌環境基準告示別表四塩化炭素の項測定方法の欄に掲げる方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下	土壌環境基準告示別表クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の項測定方法の欄に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下	土壌環境基準告示別表1,2-ジクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下	土壌環境基準告示別表1,1-ジクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下	土壌環境基準告示別表1,2-ジクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下	土壌環境基準告示別表1,1,1-トリクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下	土壌環境基準告示別表1,1,2-トリクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	土壌環境基準告示別表トリクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	土壌環境基準告示別表テトラクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下	土壌環境基準告示別表1,3-ジクロロプロペンの項測定方法の欄に掲げる方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下	土壌環境基準告示別表チウラムの項測定方法の欄に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下	土壌環境基準告示別表シマジンの項測定方法の欄に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下	土壌環境基準告示別表チオベンカルブの項測定方法の欄に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下	土壌環境基準告示別表ベンゼンの項測定方法の欄に掲げる方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下	土壌環境基準告示別表セレンの項測定方法の欄に掲げる方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下	土壌環境基準告示別表ふっ素の項測定方法の欄に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下	土壌環境基準告示別表ほう素の項測定方法の欄に掲げる方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下	土壌環境基準告示別表1,4-ジオキサンの項測定方法の欄に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌環境基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この表の1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度との和とする。

資料 4-3 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の水質基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	1Lにつき0.003mg以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。）別表カドミウムの項測定方法の欄に掲げる方法
全シアン	検出されないこと。	地下水環境基準告示別表全シアンの項測定方法の欄に掲げる方法
りん 有機燐	検出されないこと。	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）別表有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）の項検定方法の欄に掲げる方法
鉛	1Lにつき0.01mg以下	地下水環境基準告示別表鉛の項測定方法の欄に掲げる方法
六価クロム	1Lにつき0.05mg以下	地下水環境基準告示別表六価クロムの項測定方法の欄に掲げる方法
砒素	1Lにつき0.01mg以下	地下水環境基準告示別表砒素の項測定方法の欄に掲げる方法
総水銀	1Lにつき0.0005mg以下	地下水環境基準告示別表総水銀の項測定方法の欄に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水環境基準告示別表アルキル水銀の項測定方法の欄に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	地下水環境基準告示別表P C Bの項測定方法の欄に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1Lにつき1mg以下	日本産業規格K0102-3の11に定める方法
ジクロロメタン	1Lにつき0.02mg以下	地下水環境基準告示別表ジクロロメタンの項測定方法の欄に掲げる方法
四塩化炭素	1Lにつき0.002mg以下	地下水環境基準告示別表四塩化炭素の項測定方法の欄に掲げる方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1Lにつき0.002mg以下	地下水環境基準告示別表クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の項測定方法の欄に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	1Lにつき0.004mg以下	地下水環境基準告示別表1, 2-ジクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法
1, 1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.1mg以下	地下水環境基準告示別表1, 1-ジクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法
1, 2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.04mg以下	地下水環境基準告示別表1, 2-ジクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1Lにつき1mg以下	地下水環境基準告示別表1, 1, 1-トリクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	1Lにつき0.006mg以下	地下水環境基準告示別表1, 1, 2-トリクロロエタンの項測定方法の欄に掲げる方法
トリクロロエチレン	1Lにつき0.01mg以下	地下水環境基準告示別表トリクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.01mg以下	地下水環境基準告示別表テトラクロロエチレンの項測定方法の欄に掲げる方法
1, 3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.002mg以下	地下水環境基準告示別表1, 3-ジクロロプロペンの項測定方法の欄に掲げる方法
チウラム	1Lにつき0.006mg以下	地下水環境基準告示別表チウラムの項測定方法の欄に掲げる方法
シマジン	1Lにつき0.003mg以下	地下水環境基準告示別表シマジンの項測定方法の欄に掲げる方法
チオベンカルブ	1Lにつき0.02mg以下	地下水環境基準告示別表チオベンカルブの項測定方法の欄に掲げる方法
ベンゼン	1Lにつき0.01mg以下	地下水環境基準告示別表ベンゼンの項測定方法の欄に掲げる方法
セレン	1Lにつき0.01mg以下	地下水環境基準告示別表セレンの項測定方法の欄に掲げる方法
ふっ素	1Lにつき0.8mg以下	地下水環境基準告示別表ふっ素の項測定方法の欄に掲げる方法
ほう素	1Lにつき1mg以下	地下水環境基準告示別表ほう素の項測定方法の欄に掲げる方法
1, 4-ジオキサソ	1Lにつき0.05mg以下	地下水環境基準告示別表1, 4-ジオキサソの項測定方法の欄に掲げる方法

備考

- この表の項目の欄に「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- この表の基準値の欄に「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- この表の1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度との和とする。

資料4-4 土壌汚染対策法の特特定有害物質及び指定基準

特定有害物質		地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準(mg/L)	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準(mg/kg)
第1種 揮発性有機化合物 特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	-
	四塩化炭素	0.002以下	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-
	ジクロロメタン	0.02以下	-
	テトラクロロエチレン	0.01以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-
	トリクロロエチレン	0.01以下	-
	ベンゼン	0.01以下	-
第2種 重金属等 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
第3種 農薬等 特定有害物質	シマジン	0.003以下	-
	チオベンカルブ	0.02以下	-
	チウラム	0.006以下	-
	PCB	検出されないこと	-
	有機りん化合物	検出されないこと	-